

平戸市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和7年8月25日

平戸市監査委員 大浦 雄一
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象及び監査の期間

生月支所地域振興課 令和7年4月24日～25日
田平支所地域振興課 令和7年5月8日～9日
大島支所地域振興課 令和7年5月15日

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勧 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの ・予算を目的外に支出していると認められるもの ・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの ・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの ・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■生月支所地域振興課

【指摘事項】

1. 例規の整備について

平戸市集落排水処理施設条例施行規則において、引用条項に誤りが見られたので、適正な例規整備に努められたい。

2. 予定価格調書について

予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第 9 条及び第 25 条の規定により予定価格調書を作成することになっているが、令和 5 年度の生月地区自然公園・観光施設清掃及び植栽維持管理業務委託（契約額 2,100,330 円）において作成されていなかったため、適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 契約事務について、

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和 4 年度の山田地区公衆便所浄化槽維持管理清掃業務委託（契約額 104,500 円のうち浄化槽維持管理 33,000 円、汚泥引抜清掃 71,500 円）において、委託料の支払いは年 2 回（上半期・下半期）とし、契約額の 2 分の 1 に当たる 52,250 円が、令和 4 年 10 月と、令和 5 年 4 月にそれぞれ支払われている。しかしながら、浄化槽清掃記録票によると、汚泥引抜清掃は令和 5 年 1 月（下半期）に実施されており、履行されていない上半期に支払いを行うことは不適當と思われる。また、大バエ園地駐車場公衆便所浄化槽維持管理清掃業務委託においても同様の事例が見られた。
- (2) 令和 4 年度の生月支所高圧受電設備改修工事について、工事材料の納入の遅れにより、工期の延長が行われているが、これに伴う履行保証保険契約書が確認できなかった。
- (3) 令和 4 年度の生月大橋公園 LED 改修工事他 1 件について、廃棄物の処分に係るマニフェストや、工事検査後において、契約者に交付すべき工事完成確認書が添付されていないものが見られた。

【意見】

1. 農業集落排水事業について

農業集落排水事業については、令和 12 年度を目途に廃止し、受益者 48 戸については、令和 13 年度において個別浄化槽へ移行することになっている。しかしながら、各戸の工事に際しては、聞き取り調査や工法選定などに時間を要することが想定されるため、移行期間については、単年度でなく、一定の期間を設け計画的に実施する方が望ましいと思われる。

2. 公衆トイレの管理について

生月地区にある公衆トイレは13か所で、他地区と比較して設置数が多い。令和6年度には大バエ灯台の公衆トイレを廃止するなど、耐用年数経過後の施設の廃止について検討がなされているところであるが、今後においても利用状況等を踏まえ経費の節減に努められたい。

■田平支所地域振興課

【指導事項】

1. 契約事務について

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和4年度の道の駅昆虫の里たびら管理運営業務において、執行伺や見積書徴取の手続きがなされていなかった。
- (2) 令和5年度の田平支所清掃業務委託において、執行伺では市内業者3社を選定するとあるが、市外の業者が指名されていた。
- (3) たびら昆虫自然園伐採工事契約他2件において、契約者に交付すべき工事完成確認書に誤った業者名が記載されているものや、契約書に市長印が押印されていないもののほか、完成確認書の添付漏れが見られた。なお、工事関係の簿冊については、全般的に文書が時系列で編綴されていないため、整理を行われたい。

2. 浄化槽法定検査等について

令和5年10月に実施された、田平支所及び馬の元地区浄化センターの検査結果書によると、両施設とも処理水質は良好であるものの、「警報装置、消泡装置、散水装置、脱臭ファン」の故障などが指摘されていることから、早めの改善を検討されたい。

3. 文書管理について

令和5年度に実施された田平支所庁舎空調設備改修工事設計業務委託において、竣工図や製品保証書が編綴されている簿冊「田平支所庁舎空調設備改修工事」の保存年限は5年とされているが、平戸市文書管理規程では、「工事関係書類で特に重要なもの(設計書等)」は永年となっているため、保存にあっては留意されたい。

【意見】

1. 田平支所庁舎管理について

庁舎3階にある機械室をPCB汚染物保管場所としているが、保管場所については、環境省の基準において、「周囲に囲いがあること」が示されており、周囲から独立した建物であること、また、関係者以外の人容易に近づけない場所と判断される。しかしながら、現在の保管場所は、民間会社等の事務所として使用許可している同じ階にあり、保管場所としては不適當と思われる。

■大島支所地域振興課

【指導事項】

1. 契約事務について

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 大島保育所消防設備等保守点検業務において、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を期間とする長期継続契約がなされているが、本市の長期継続契約の運用においては、消防設備等保守点検の契約期間は2年となっている。
- (2) 市道長崎鼻線道路改良工事について、令和4年12月26日に工事請負契約が締結され、令和5年3月13日に変更契約が行われている。変更契約書の第2条において、契約保証金の追納については、「平戸市契約規則第33条第1項第1号による免除」とされているが、保険会社からの保証書が添付されていなかった。
- (3) 大島村遮断型最終処分場シャッター修繕、市営大根坂白浜海水浴場監視業務委託に係る見積依頼書や契約書において、仕様書が添付されているが、具体的な修繕内容や業務内容・期間が不明瞭であった。

2. 文書管理について

漁火館大規模改修工事において、設計図書等が編綴された簿冊の保存年限が10年とされている。これは、使用材料等の保証期間が10年となっていることが理由と思われるが、竣工図などの簿冊の保存年限については、平戸市文書管理規程では、「工事関係書類で特に重要なもの(設計書等)」は永年となっているため、保存にあっては留意されたい。

【意見】

1. ふるさと大島情報提供施設について

平成3年に難視聴地区を解消するための有線テレビ施設として開設し、平成21年度にはデジタル放送対応のための設備改修が行われ、令和7年度から経年劣化による機器の更新が年次的に予定されている。

一方、令和7年4月の大島地区の人口は859人と、平成21年度から約4割、戸数(444戸)にあっては約150戸減少している。現在、文字放送や独自番組の放送などが行われているが、支所の職員数も減少している中で、業務を継続していくことが難しくなることも想定されるため、今後の運営方法にあっては十分な検討をされたい。